給与規程

(総 則)

第１条 この規程は、特定非営利活動法人ＩＴサポート銀のかささぎ（以下、当法人という。）就業規則第１条の規定にもとづき、職員の給与について定める。

(給与の種類)

第２条 職員の給与は、月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

　(1)基本給

　(2)手 当

　　該当する職員には、次の手当を支給することができる。

　　　①職務手当

　　　②扶養手当

　　　③通勤手当

　　　④住宅手当

　　　⑤特別事業手当

(基本給)

第３条 基本給は、別表に従い、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に理事長が決定する。

(初任給)

第４条 初任給は、これまでの職業経験、年齢、学識等を総合的に勘案し、理事長が決定する。

(給与改定)

第５条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

２　給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、理事長が決定する。

(職務手当)

第６条 職務手当は、事務局長、事務局次長に対し支給できる。

２ 職務手当は、毎月 1 日現在の職務に応じて支給する。

３ 職務手当の月額は理事会で別に定める。ただし、兼務の場合は、上位の職務の手当による。

　　事務局長 15,000 円

 事務局次長 10,000 円

(扶養手当)

第７条 扶養手当は、毎月 1 日現在に扶養親族のある職員に対して支給する。

２ 扶養親族とは、次に揚げるもので、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているもので、理事長が認めた者とする。

　(１)配偶者

　(２)満18歳未満の子および孫

　(３)父母および祖父母

　(４)心身に重大な障害のある子および孫

３ 扶養手当の月額は、１人目については、１人つき10,000 円、２人目以降については１人につき5,000円とする。

４ 扶養親族に異動があった場合は、直ちに理事長あてに届け出なければならない。

(通勤手当)

第８条 通勤手当は,最寄駅より勤務先事業所最寄駅までの通勤実費を支給する。

２ 前項の利用する交通機関及び通勤実費については、理事長の承認を要する。

３ 通勤手当は、原則として 6 ケ月間ごとに通勤に要する実費を支給する。

４ 職員が次の各号の一に該当することになった場合、職員は既に支給した通勤手当の残額(解約精算金)を返還するものとする。

　(１)第1項に該当しなくなった場合

　(２)住所又は居所の変更その他の事由により通勤の経路又は手段を変更した場合

　(３)出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の 1 日から末日までの全日数にわた

　　 り通勤しなかったときは、既支給通勤手当額の1 か月分相当額を返還する

　(４)休職した場合

　(５)退職した場合

（住宅手当）

第９条　住宅手当は、毎月の所定労働時間の３／５以上勤務し、かつ本人が扶養親族でない場合に支給できる。その額は、理事会で別に定める。

（特別事業手当）

第１０条　特別事業手当は、特に新規事業の事業開発・推進や補助事業や委託事業等を担当する職員に、月額10万円を上限に理事長が決定し、支給できる。

（割増賃金）

第１１条　時間外勤務に対する割増賃金は、次の計算方法により支給する。

（１）１日の実労働時間が８時間を超えて勤務した場合

　基準賃金×１日８時間を超えて勤務した時間数×１．２５

（２）深夜（午後１０時から午前５時までの間）に勤務した場合

　基準賃金×深夜に勤務した時間数×０．２５

（３）所定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合

　基準賃金×所定休日に勤務した時間数×１．２５

（４）法定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合

　基準賃金×法定休日に勤務した時間数×１．３５

２　基準賃金は、次の算式により計算して支給する。

（基本給＋職務手当＋特別事業手当）　÷　１か月の平均所定労働時間数

（欠勤等の扱い）

欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を、以下の計算方法により算出して控除する。

　基準賃金÷１か月の平均所定労働時間数

 (給与の支給日)

第１２条 給与の計算期間は毎月21日より翌月20日までとし、支給日はその月の25日 (その日が休日に当るときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

２　前項の計算期間の中途で採用された職員又は退職した職員については、月額の賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

 (給与の支給方法)

第１３条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関ロ座に振込むこともできる。

２ 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

 (季節手当)

第１４条 季節手当の支給月は、原則として年２回 8月、3月とし、その額は、職員の勤怠実績、勤務 成果および当法人の財政状況を勘案し、年間で基本給３ヶ月分を上限に支給できる。当該の額は、会長が決定する。

２ 季節手当の支給対象期間は、次のとおりとする。

　 夏季手当　当年3月21日より当年8月20日まで

　 期末手当　前年8月21日より当年3月20日まで

３ 季節手当の支給対象者は、支給対象期間の全て若しくは一部に在籍し、季節手当の支給日現在に在籍する者に支給する。

４ 前各項にかかわらず、当法人の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(雑 則)

第１５条 この規程の実施に関し、必要な事項については、理事長が定める。

付　則

この規程は、令和2年3月20日より施行する。

【各財団の実情に合わせて改定が必要】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （別表）　基本給（月額） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 単位：円 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 号 | 基本給 | 　 | 号 | 基本給 |  | 号 | 基本給 |  | 号 | 基本給 |  | 号 | 基本給 |
| 1 | 125,000  | 　 | 21 | 225,000  |  | 41 | 325,000  |  | 61 | 425,000  |  | 81 | 525,000  |
| 2 | 130,000  | 　 | 22 | 230,000  |  | 42 | 330,000  |  | 62 | 430,000  |  | 82 | 530,000  |
| 3 | 135,000  | 　 | 23 | 235,000  |  | 43 | 335,000  |  | 63 | 435,000  |  | 83 | 535,000  |
| 4 | 140,000  | 　 | 24 | 240,000  |  | 44 | 340,000  |  | 64 | 440,000  |  | 84 | 540,000  |
| 5 | 145,000  | 　 | 25 | 245,000  |  | 45 | 345,000  |  | 65 | 445,000  |  | 85 | 545,000  |
| 6 | 150,000  | 　 | 26 | 250,000  |  | 46 | 350,000  |  | 66 | 450,000  |  | 86 | 550,000  |
| 7 | 155,000  | 　 | 27 | 255,000  |  | 47 | 355,000  |  | 67 | 455,000  |  | 87 | 555,000  |
| 8 | 160,000  | 　 | 28 | 260,000  |  | 48 | 360,000  |  | 68 | 460,000  |  | 88 | 560,000  |
| 9 | 165,000  | 　 | 29 | 265,000  |  | 49 | 365,000  |  | 69 | 465,000  |  | 89 | 565,000  |
| 10 | 170,000  | 　 | 30 | 270,000  |  | 50 | 370,000  |  | 70 | 470,000  |  | 90 | 570,000  |
| 11 | 175,000  | 　 | 31 | 275,000  |  | 51 | 375,000  |  | 71 | 475,000  |  | 91 | 575,000  |
| 12 | 180,000  | 　 | 32 | 280,000  |  | 52 | 380,000  |  | 72 | 480,000  |  | 92 | 580,000  |
| 13 | 185,000  | 　 | 33 | 285,000  |  | 53 | 385,000  |  | 73 | 485,000  |  | 93 | 585,000  |
| 14 | 190,000  | 　 | 34 | 290,000  |  | 54 | 390,000  |  | 74 | 490,000  |  | 94 | 590,000  |
| 15 | 195,000  | 　 | 35 | 295,000  |  | 55 | 395,000  |  | 75 | 495,000  |  | 95 | 595,000  |
| 16 | 200,000  | 　 | 36 | 300,000  |  | 56 | 400,000  |  | 76 | 500,000  |  | 96 | 600,000  |
| 17 | 205,000  | 　 | 37 | 305,000  |  | 57 | 405,000  |  | 77 | 505,000  |  | 97 | 605,000  |
| 18 | 210,000  | 　 | 38 | 310,000  |  | 58 | 410,000  |  | 78 | 510,000  |  | 98 | 610,000  |
| 19 | 215,000  | 　 | 39 | 315,000  |  | 59 | 415,000  |  | 79 | 515,000  |  | 99 | 615,000  |
| 20 | 220,000  | 　 | 40 | 320,000  |  | 60 | 420,000  |  | 80 | 520,000  |  | 100 | 620,000  |